

社会福祉法人運営の手引き

令和 7 年 9 月

北九州市保健福祉局総務課

「社会福祉法人運営の手引き」の作成にあたって

これまで北九州市では、社会福祉法人及び社会福祉施設(以下「法人・施設」という。)の適正な運営に向けて、厚生労働省が発出した「指導監査ガイドライン」(※1)をはじめ、各種通知や根拠条文等を記載した「社会福祉法人及び社会福祉施設等における管理運営要綱」(以下「管理運営要綱」という。)をホームページに掲載してきました。

この管理運営要綱は、適正な法人・施設運営に必要な事項が網羅的に記載されているものの、内容が詳細な事項に及ぶためポイントが分かりにくいものとなっていました。

そのため、適正な法人運営におけるポイントをより分かりやすくまとめた「社会福祉法人運営の手引き」(以下「手引き」という。)を作成しました。

手引きの作成にあたっては、「指導監査ガイドライン」の着眼点や「社会福祉制度改革」の内容をはじめとする厚生労働省の各種スライド、厚生労働省の通知等から必要な部分を抜粋することで各種制度の概要を分かりやすく記載するとともに、重要なポイントに絞って記載することで、法人運営における留意すべき事項をこれまで以上に明確に記載しています。

この手引きを、社会福祉法人の運営に携わる皆様に活用していただき、法人運営の実務にお役に立てていただければ幸いです。

なお、「社会福祉法人及び社会福祉施設等における管理運営要綱」も引き続き公表していますので、必要に応じてご活用ください。

(※1)「指導監査ガイドライン」とは、所轄庁が社会福祉法人指導監査実施要綱に基づいて行う一般監査において、その監査の対象とする事項(監査事項)、当該事項の法令及び通知上の根拠、監査事項の適法性に関する判断を行う際の確認事項(チェックポイント)、チェックポイントの確認を行う際に着目すべき事項(着眼点)、法令又は通知等の違反がある場合に文書指摘を行うこととする基準(指摘基準)並びにチェックポイントを確認するために用いる書類(確認書類)を定めたものです。

(目次)

はじめに	8
第1章 社会福祉法人	10
第1節 社会福祉法人が行う事業	10
(1)社会福祉法人の概要	10
(2)社会福祉法人の経営組織	10
第2節 社会福祉法人が行う事業	13
(1)社会福祉事業	13
(2)公益事業	15
(3)収益事業	17
第3節 社会福祉法人の資産	22
(1)基本財産	22
(2)基本財産以外の財産	24
(3)株式の保有	24
(4)不動産の借用	26
(5)残余財産の帰属	27
(6)基本財産の処分(担保提供)に係る事務スケジュール(例)	27
第2章 定款	28
(1)定款	28
(2)定款細則	28
(3)備置き及び公表	28
(4)定款の変更	29
(5)定款変更の事務スケジュール(案)	29
第3章 評議員及び評議員会	30
第1節 評議員	30
(1)評議員の選任及び解任	30
(2)評議員の欠格事由等	33
(3)評議員の員数	36
(4)評議員の任期	36
(5)評議員に欠員が生じた場合の措置	36
(6)評議員の権限等	36
(7)評議員の選任に係る事務スケジュール(例)	37
第2節 評議員会	38
(1)評議員会の権限	38
(2)評議員会の招集	38
(3)評議員会の決議	39
(4)評議員会の議事録	41
第4章 役員及び理事会	43
第1節 理事	43

(1)理事の選任及び解任	43
(2)理事の欠格事由等	46
(3)理事の定数	47
(4)理事の任期	47
(5)理事に欠員が生じた場合の措置	48
(6)理事の権限等	48
(7)理事の義務等	49
(8)役員(理事・監事)の選任に係る事務スケジュール(例)	50
第2節 監事	51
(1)監事の選任及び解任	51
(2)監事の欠格事由等	52
(3)監事の定数	54
(4)監事の任期	54
(5)監事に欠員が生じた場合の措置	54
(6)監事の職務及び権限等	55
第3節 理事会	59
(1)理事会の権限等	59
(2)理事会の招集	60
(3)理事会の決議	61
(4)理事会の議事録	63
第5章 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬	66
(1)評議員、役員等の報酬等	66
(2)評議員・役員等に対する報酬等の支給基準	68
(3)評議員・役員等に対する報酬等の総額の公表	69
第6章 内部管理体制の整備	70
(1)内部管理体制の整備	70
(2)内部管理体制の内容	71
(3)法人における作業	71
第7章 会計監査人、会計専門家等による支援	74
第1節 会計監査人	74
(1)会計監査人の設置義務	75
(2)会計監査人の資格	75
(3)会計監査人の任期	75
(4)会計監査人の選任及び解任	75
(5)会計監査人に欠員が生じた場合の措置	76
(6)会計監査人の職務及び権限等	76
(7)監事が会計監査人に求める監査に関する報告	77
第2節 会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用	78
(1)会計監査人による監査に準ずる監査	78
(2)財務会計に関する内部統制の向上に対する支援	78

(3)財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援	78
第8章 役員等への利益供与、違反行為・罰則	79
(1)役員等への特別な利益供与の禁止	79
(2)役員等の違反行為・罰則	80
第9章 理事、監事、評議員又は会計監査人の損害賠償責任	81
(1)理事、監事、評議員又は会計監査人の社会福祉法人に対する損害賠償責任 ..	81
(2)理事、監事、評議員又は会計監査人の第三者に対する損害賠償責任	82
(3)理事、監事、評議員又は会計監査人の連帯責任	82
第10章 会計管理	83
第1節 会計処理	83
(1)会計の原則	83
(2)事業区分等の適正な区分	83
(3)計算書類の作成	84
第2節 計算書類の整合性	86
(1)資金収支計算書	86
(2)事業活動計算書	86
(3)貸借対照表	86
(4)財産目録	87
(5)注記	87
(6)附属明細書	87
(7)その他	87
第3節 会計帳簿・計算書類の作成及び保存等	88
(1)会計帳簿の作成及び保存	88
(2)会計帳簿の閲覧等の請求	88
(3)計算書類等の作成及び保存	88
(4)計算書類等の監査等	88
(5)計算書類等の定時評議員会への提出等	89
(6)会計監査人設置社会福祉法人の特則	89
(7)計算書類等の備え置き及び閲覧	89
(8)計算書類等の承認に係る事務スケジュール(会計監査人非設置法人の例) ...	91
第11章 契約事務	92
第1節 入札契約	92
(1)契約種類の確認	92
(2)入札契約	92
(3)入札における一般的な事務手続き	92
第2節 随意契約	94
(1)入札を行わず契約をする場合	94
(2)随意契約における一般的な事務手続き	94
第3節 契約書の作成・締結、履行確認(検査)	96
(1)契約書の作成・締結	96

(2)履行確認(検査)	96
第12章 地域における公益的な取組	97
(1)地域における公益的な取組を実施する責務	97
(2)地域における公益的な取組を実施する要件	97
第13章 社会福祉充実計画	100
(1)社会福祉充実計画の算定	100
(2)社会福祉充実計画の概要	101
(3)再投下可能財産(社会福祉充実財産)の使途	101
(4)地域公益事業の概要	102
(5)社会福祉充実計画策定の手続	102
第14章 その他	103
第1節 情報の公表	103
(1)インターネットの利用による公表	103
第2節 福祉サービス第三者評価事業	105
(1)福祉サービス第三者評価事業	105
第3節 苦情解決の仕組みへの取組	106
(1)苦情解決の仕組みへの取組の実施	106
(2)苦情解決の仕組みの整備	108
第4節 登記	110
(1)法人が登記しなければならない事項	110

本書手引きにおける略称は次のとおりです。

略称	正式名称
法	社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)
令	社会福祉法施行令(昭和 33 年政令第 185 号)
規則	社会福祉法施行規則(昭和 26 年厚生省令第 28 号)
認可通知	「社会福祉法人の認可について(通知)」(平成 12 年 12 月1日障第 890 号・社援第 2618 号・老発第 794 号・児発 908 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長及び厚生省児童家庭局長連名通知)
審査基準	認可通知別紙1「社会福祉法人審査基準」
定款例	認可通知別紙2「社会福祉法人定款例」
審査要領	「社会福祉法人の認可について(通知)」(平成 12 年 12 月1日障企第 59 号・社援企第 35 号・老計第 52 号・児企第 33 号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長及び厚生省児童家庭局企画課長連名通知)別紙「社会福祉法人審査要領」
徹底通知	「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」(平成 13 年7月 23 日雇児発第 488 号・社援発第 1275 号・老発第 274 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長・厚生労働省老健局長連名通知)
入札通知	「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」(平成 29 年3月 29 日雇児総発 0329 第1号・社援基発 0329 第1号・障企発 0329 第1号・老高発 0329 第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・老健局高齢者支援課長連名通知)
会計省令	社会福祉法人会計基準(平成 28 年厚生労働省令第 79 号)
運用上の取扱い	「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」(平成 28 年3月 31 日雇児発 0331 第 15 号・社援発 0331 第 39 号・老発 0331 第 45 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知)
留意事項	「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」(平成 28 年3月 31 日雇児総発 0331 第7号・社援基発 0331 第2号・障障発 0331 第2号・老総発 0331 第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、厚生労働省老健局総務課長連名通知)

本書手引きのスライドの出典は、「厚生労働省のホームページ」に掲載されている資料です。

はじめに

社会福祉法人を取り巻く動向

これまで社会福祉法人は、民間の社会福祉事業の自主性の尊重と経営基盤の安定等の要請から、社会福祉事業法(現・社会福祉法)に規定された特別法人として昭和 26 年に制度化され、以来、長きにわたり社会福祉事業の主たる担い手として、地域福祉を支えてきています。

また、社会福祉法人を取り巻く法制度では、平成 12 年の介護保険法の施行や社会福祉事業法の改正による措置から契約への転換や供給主体の多様化等、幾多の制度改革を経て、平成 28 年には、社会福祉法(以下、「平成 28 年改正法」)の改正が行われました。

平成 28 年改正法では、社会福祉法人が備える公益性・非営利性に見合う経営組織や財務規律を実現し、国民に対する説明責任を果たすとともに、地域社会に貢献するという社会福祉法人本来の役割を果たすよう法人の在り方を見直す観点から、①経営組織の見直し、②事業運営の透明性の向上、③財務規律の強化、④福祉サービスを提供するにあたっての責務、⑤行政の関与が明記されました。

今後、2040 年を展望すると、生産年齢人口の減少が加速するとともに、利用者や地域の福祉ニーズ等が複雑化、多様化することが予測され、地域福祉の維持・発展が重要な課題になると考えられます。地域福祉を支える社会福祉法人を取り巻く環境は大きく変化していくことが想定されます。

社会福祉法人制度の改革(主な内容)

○ 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。	
1. 経営組織のガバナンスの強化 □ 理事・理事長に対する牽制機能の発揮 □ 財務会計に係るチェック体制の整備	○ 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議(注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。 ○ 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備 ○ 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備 ○ 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等
2. 事業運営の透明性の向上 □ 財務諸表の公表等について法律上明記	○ 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大 ○ 財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等
3. 財務規律の強化 ① 適正かつ公正な支出管理の確保 ② いわゆる内部留保の明確化 ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資	① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等 ② 純資産から事業継続に必要な財産(※)の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額(「社会福祉充実残額」)を明確化 ※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の修繕、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金 ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ(①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討) 等
4. 地域における公益的な取組を実施する責務 □ 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める	○ 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金を福祉サービスを提供することを責務として規定 ※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等
5. 行政の関与の在り方 □ 所轄庁による指導監督の機能強化 □ 国・都道府県・市の連携を推進	○ 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ ○ 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備 ○ 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

社会福祉法人への期待と役割

このような背景の下、福祉ニーズの複雑化、多様化、地域社会の変化に対応していくため、社会福祉法人には、従来の高齢者、障害者、子どもといった種別を超え、横断的、包括的な福祉サービスの提供が求められています。

社会福祉法人に対しては、「地域における公益的な取組」が責務として位置づけられており、福祉分野を超えた他分野との連携として、農福連携や住宅確保要配慮者への居住支援への取組などが期待されています。

また、社会福祉法人は、旧民法第34条に基づく公益法人から発展した特別法人として、

- ① 社会福祉事業を行うことを目的とし(公益性)
- ② 法人設立時等の寄附者の持分はなく、剰余金の配当もなく、解散時の残余財産は社会福祉法人、学校法人、公益財団法人等の社会福祉事業を行う者又は国庫に帰属し(非営利性)
- ③ 所轄庁による設立認可により設立される

といった性格を有することより、公益性、非営利性を持つ法人として、これまで培ったノウハウを生かした福祉サービスの充実を図るとともに、

- ・ 様々な社会生活上の困難を抱える者に対して、日常生活の支援を含む福祉サービスの提供
- ・ 過疎地等他の経営主体の参入が見込まれない地域で福祉サービスの提供

など、他の経営主体で担うことが必ずしも期待できない、制度や市場原理では満たされないニーズに対して、住民に身近な圏域で福祉分野の専門性を持つ非営利セクターの中核として、福祉サービスを積極的に提供することが期待されています。

地域における公益的な取組について

○ 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)

第24条 (略)

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供しよう努めなければならない。



○ 社会福祉法人の地域社会への貢献

⇒ 各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

第1章 社会福祉法人

第1節 社会福祉法人制度

(1)社会福祉法人の概要

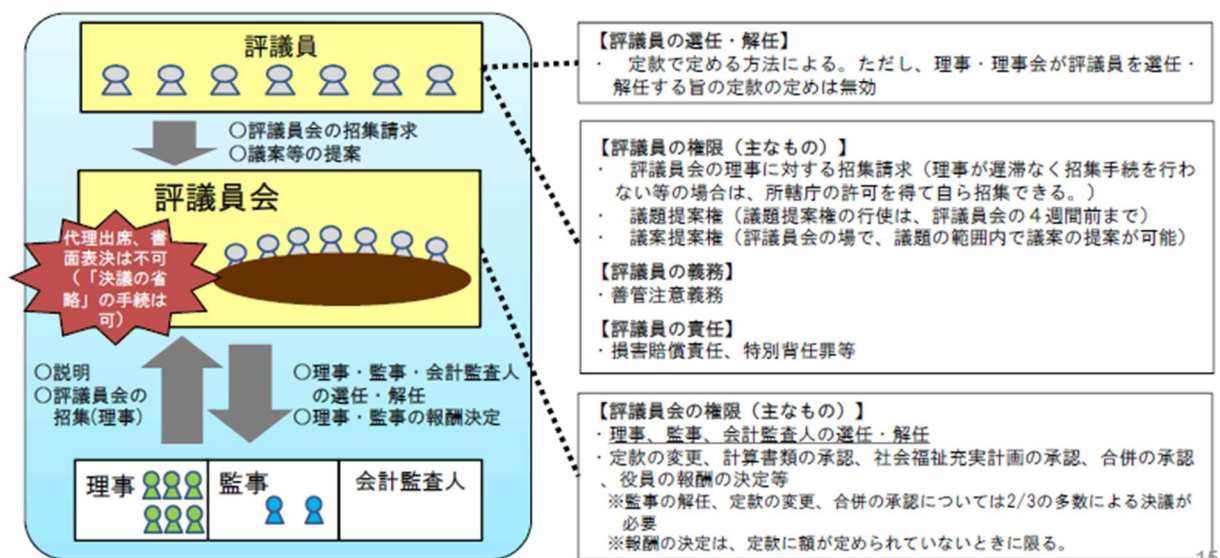
社会福祉法人は、「社会福祉事業」を行うことを目的として、社会福祉法の規定に基づき設立された法人です(法第 22 条)。

社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければなりません(法第 24 条第 1 項)。

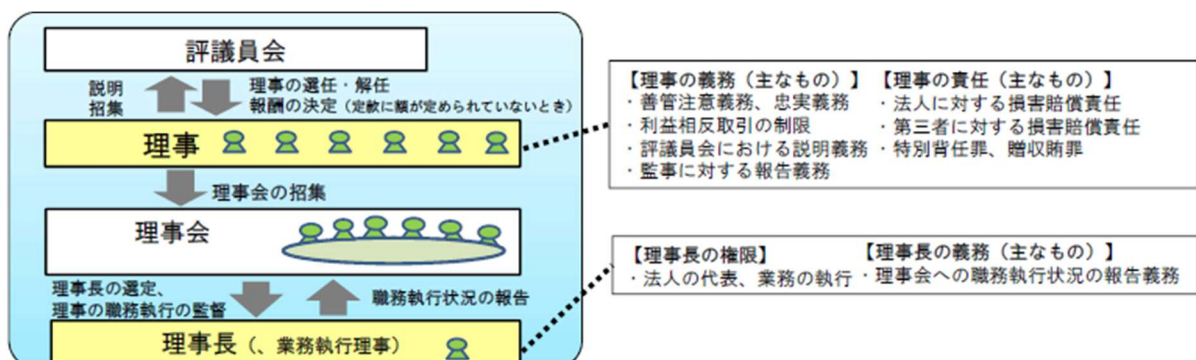
(2)社会福祉法人の経営組織

社会福祉法人の経営組織は、業務執行の決定機関である理事会、法人運営に係る重要事項の議決機関である評議員会、理事の職務執行を監査する監事(一定規模以上の法人では会計監査人が必置)から成り立っています。

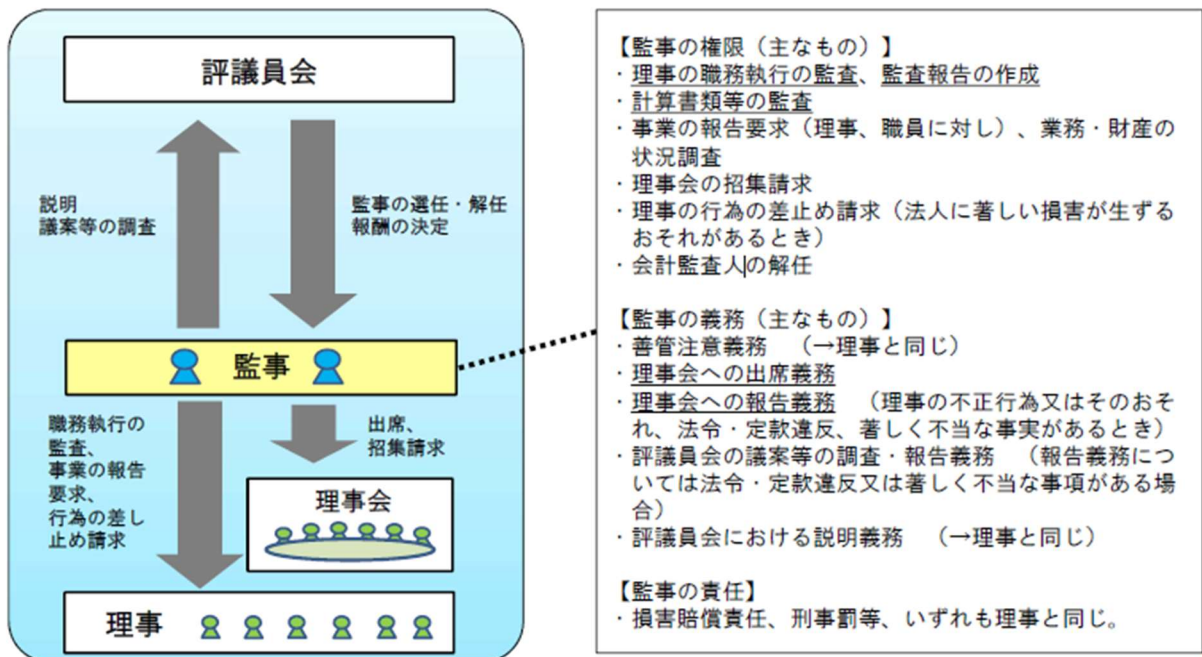
【評議員・評議員会】



【理事・理事会】



【監事】

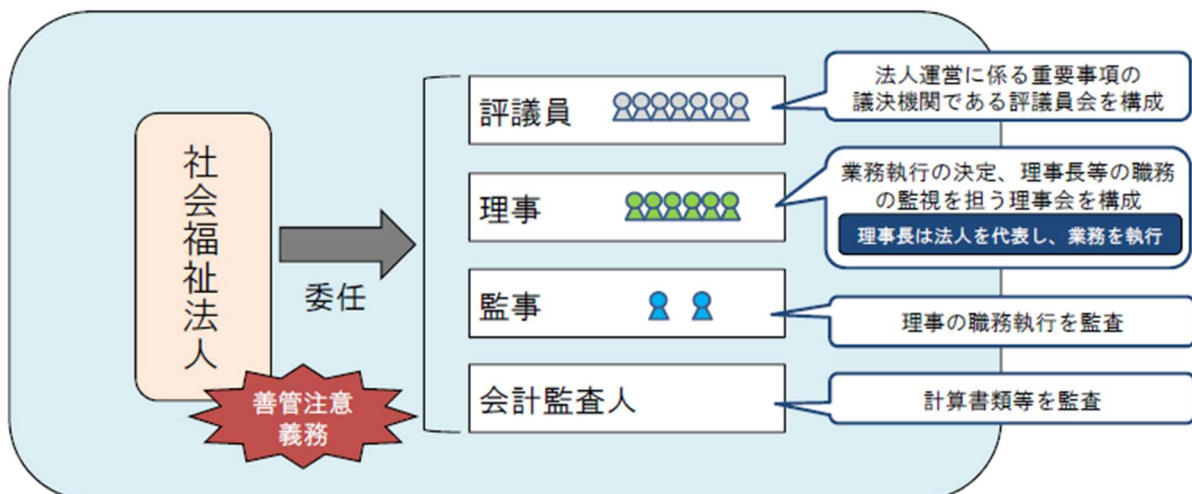


【評議員、理事、監事及び会計監査人と法人との関係】

社会福祉法人と評議員、理事、監事及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従います(法第38条)。

このため、民法の規定により、委任を受けた者(受任者＝評議員・理事・監事・会計監査人)は、「善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務」(＝善管注意義務)を負います。

よって、評議員、理事、監事及び会計監査人は、常勤・非常勤、報酬の有無にかかわらず、その職責に応じた注意義務をもって職務に当たることが求められます。



社会福祉法人の役員等の兼務について

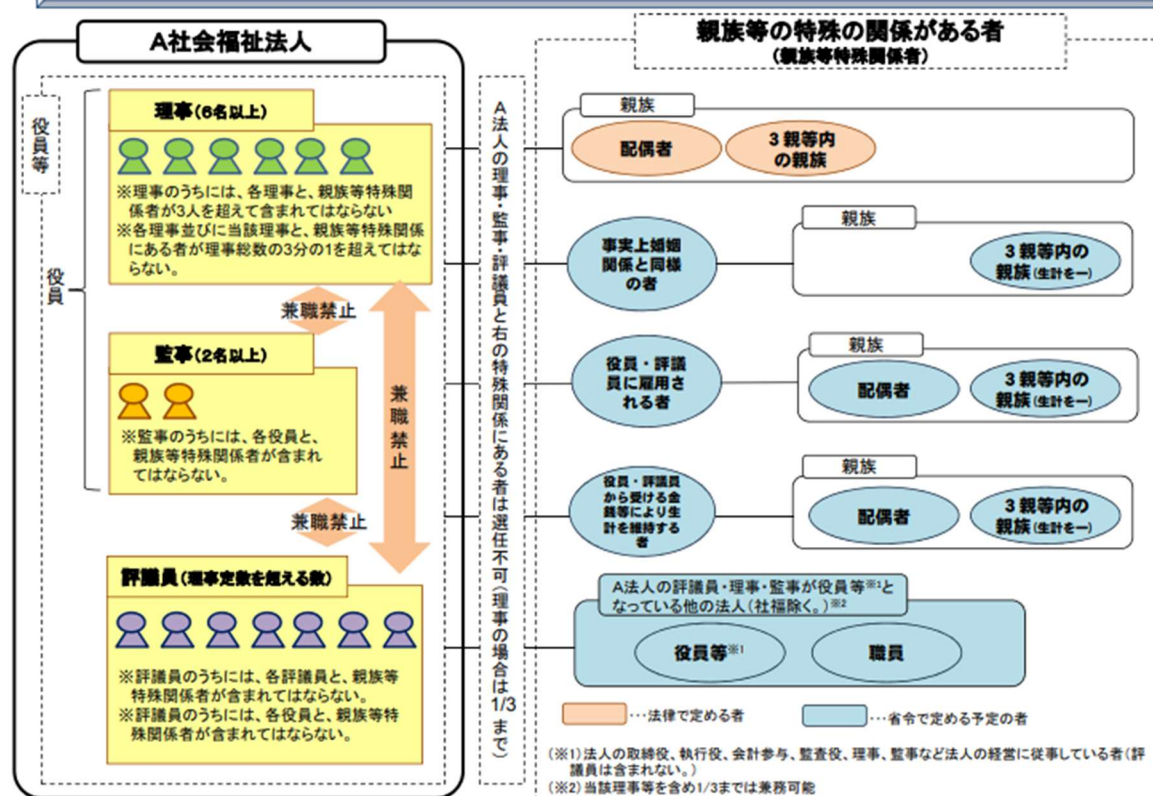
1. 法人の役員・評議員・会計監査人・職員との兼務関係

	会計監査人	監事	理事	評議員	職員
会計監査人		×	×	×	×
監事	×		×	×	×
理事	×	×		×	○
評議員	×	×	×		×
職員	×	×	○	×	

2. 評議員・監事・会計監査人と顧問会計士等との兼務関係

	評議員	監事		会計監査人
顧問会計士 顧問税理士 顧問弁護士	法律面・経営面の アドバイスのみ	○	○	
	記帳代行業務・税理士業務	×	×	×
財務会計に係る 態勢整備状況の 点検等の支援	助言にとどまる場合	○	○	
	業務執行に当たる場合	×	×	×

社会福祉法人における親族等の特殊の関係のある者



第2節 社会福祉法人が行う事業

(1)社会福祉事業

社会福祉事業には、「第一種社会福祉事業」(法第2条第2項)と「第二種社会福祉事業」(法第2条第3項)があります。

ア. 第一種社会福祉事業

「第一種社会福祉事業」は、福祉サービスの利用者への影響が特に大きい(主に入所施設サービス)ため、事業の継続性や安定性を確保する必要が特に高く、原則として国、地方公共団体又は社会福祉法人に限り経営させることとしています(法第60条)。

【第一種社会福祉事業(主なもの)】

法律	次の施設を経営する事業
生活保護法関係	救護施設、更生施設
児童福祉法関係	乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設
老人福祉法関係	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム
障害者支援法(※)関係	障害者支援施設

(※)正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

イ. 第二種社会福祉事業

「第二種社会福祉事業」は、第一種社会福祉事業と比べ、事業実施に伴う弊害のおそれと比較的少ないもの(主に在宅サービス)であり、経営の主体については制限を設けず、事業の経営は届出をすればよいこととしています(法第68条の2、第69条)。

【第二種社会福祉事業(主なもの)】

法律	次の施設を経営する事業
児童福祉法関係	障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設、児童家庭支援センター及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
教育、保育等の総合的な提供の推進法(※)関係	幼保連携型認定こども園を経営する事業
老人福祉法関係	老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業

障害者支援法(※)関係	障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業
身体障害者福祉法関係	身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業
知的障害者福祉法関係	知的障害者の更生相談に応ずる事業
その他	生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業、無料又は低額な料金で診療を行う事業、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業

(※)正式名称は「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」

(※)正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

ウ. 社会福祉事業の占める地位

法人は、社会福祉事業(第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業を指します。)を行うことを目的として設立されるものであることから(法第22条)、社会福祉事業が法人の行う事業のうちの「主たる地位を占める」ことが必要です(審査基準第1の1の(1))。

この「主たる地位を占める」とことは、事業規模が法人の全事業のうち50%を超えていることをいうものと解されます。事業規模の判断については、年度毎の特別な事情の影響を除くため、法人の経常的費用により判断することが適当であるとされていることから、原則、事業活動内訳表(会計省令第7条の2第1項第2号ロ(2))における「サービス活動増減の部」の「サービス活動費用計」の比率により判断することとします。

ただし、所轄庁がその他の客観的指標により社会福祉事業が法人の行う事業のうちの「主たる地位を占める」と認める場合は、この限りではありません。

エ. 社会福祉事業で得た収入の使途

法人は、社会福祉事業を行うことを目的として設立されるものであるため、法人の行う社会福祉事業に支障のない範囲であれば、公益事業又は収益事業を行うことができます(法第26条第1項)。

公益事業及び収益事業は、社会福祉事業に対して「従たる地位」にあり(審査基準第1の2の(4)、3の(5))、原則として、社会福祉事業の収入を公益事業又は収益事業に充てることはできないものと解されます。

もっとも、各福祉サービスに関する収入については、通知の定めにより、法人本部への繰入れや他の社会福祉事業又は公益事業への充当が一定の範囲で認められます。

「一定の範囲で充当が認められる取扱いについては、次の通知及びこれらの通知の関連通知を参照」

- (1) 「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成 16 年 3 月 12 日雇児発第 0312001 号、社援発第 0312001 号、老発第 0312001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知)
- (2) 「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」(平成 27 年 9 月 3 日府子本第 254 号、雇児発 0903 第 6 号内閣府子ども・子育て本部統括官及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)
- (3) 「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」(平成 12 年 3 月 10 日老発第 188 号厚生省老人保健福祉局長通知)
- (4) 「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて」(平成 18 年 10 月 18 日障発第 1018003 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
- (5) 「指定障害児入所施設等における障害児入所給付費等の取扱いについて」(平成 24 年 8 月 20 日障発 0820 第 8 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

(2)公益事業

社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益事業を行うことができます(法第 26 条第 1 項)。

公益事業とは、社会福祉事業以外の事業であって、当該事業を行うことが公益法人の設立目的となりうる事業ですが、社会福祉法人が行うものである以上、社会福祉と関連がない事業は該当しないものと解されます。そのため、公益事業は、社会福祉と関係があり公益性があるものである必要があります。

次に掲げる事業(社会福祉事業であるものを除く。)が公益事業の例ですが(審査基準第 1 の 2 の(2)、審査要領第 1 の 2)、これらに限られないことに留意する必要があります。

「公益事業の例(審査基準第 1 の 2 の(2)、審査要領第 1 の 2)」

- (1) 社会福祉法第 2 条第 4 項第 4 号に掲げる事業(いわゆる事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業)
- (2) 介護保険法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設、介護医療院を経営する事業又は地域支援事業を市町村から受託して実施する事業
- (3) 有料老人ホームを経営する事業
- (4) 高齢者の居住の安定確保に関する法律第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業((3)を除く。)
- (5) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 8 条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業
- (6) 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等の経営する事業
- (7) 公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業(なお、営利を行う者に対して、無償又は実費に近い対価で使用さ

せるような計画は適当でないこと。また、このような者に対し収益を得る目的で貸与する場合は、収益事業となるものであること。)

- (8) 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業
- (9) 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等(以下「入浴等」という。)を支援する事業
- (10) 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業
- (11) 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業
- (12) 入所施設からの退院・退所を支援する事業
- (13) 子育て支援に関する事業
- (14) 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業
- (15) ボランティアの育成に関する事業
- (16) 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業(社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等)
- (17) 社会福祉に関する調査研究等

ア. 公益事業の会計処理

公益事業については、その会計を社会福祉事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければなりません(法第 26 条第 2 項)。

この「特別の会計として経理」することとは、社会福祉法人会計基準の規定に基づき、公益事業に関する事業区分を設定し、社会福祉事業や収益事業と区分して会計処理をする(会計省令第 7 条第 2 項第 1 号)ことをいいます。

イ. 公益事業の占める地位

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的とするものであることから、公益事業の経営により社会福祉事業の経営に支障を来すこととはなりません。すなわち、公益事業は社会福祉事業に対して「従たる地位」になければならず、原則として、その事業規模が社会福祉事業の規模を超えてはなりません。

この「事業規模」については、年度毎の特別な事情の影響を除くため、法人の経常的費用により判断することが適当であり、社会福祉事業が主たる地位を占めているかの判断と同様に原則、事業活動内訳表(会計省令第 2 号第 2 様式等)における「サービス活動増減の部」の「サービス活動費用計」の比率により判断すべきものです。

ただし、特定の会計年度において、公益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えている場合であっても、所轄庁が当該会計年度における特別な事情によるものであって、恒常的に社会福祉事業の規模を超えるものではないと認める場合には、この限りではありません。

また、公益事業に欠損金が生じている場合には、そのことにより社会福祉事業に支障を来すことがないよう、法人において、欠損金が生じた原因の分析や必要に応じて事業の経営の改善のための検討や具体的な措置が行われる必要があります。

ただし、公益事業のうち、所轄庁の承認を受けた社会福祉充実計画に基づき行うもの(法第 55 条の 2 第 4 項第 2 号に規定する地域公益事業を含む。)については、法人の社会福祉充実

残額を財源として計画に基づいて事業を行うものであるから、社会福祉充実計画の変更の承認が必要となる場合以外は、この限りではありません。

なお、所轄庁は、公益事業の継続が当該法人の社会福祉事業に支障がある場合には、その事業の停止を命ずることができます(法第 57 条第 3 号)。

(3)収益事業

社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、その収益を社会福祉事業若しくは公益事業の経営に充てることを目的とする収益事業を行うことができます(法第 26 条第 1 項)。

なお、収益事業の収益を公益事業の経営に充てる場合には、令第 13 条各号に掲げられる「特定公益事業」に限られます。

また、法人が収益事業を実施する場合には、事業の内容が理解できるよう具体的に記載することが必要です(定款例第 35 条の備考二の「収益の処分」の条参照)。

《特定公益事業(令第 13 条)》

- (1) 法第 2 条第 4 項第 4 号に掲げる事業(事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業)
- (2) 介護保険法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業又は介護予防支援事業(社会福祉事業であるものを除く。)
- (3) 介護老人保健施設又は介護医療院を経営する事業
- (4) 社会福祉士及び介護福祉士法に規定する社会福祉士養成施設又は介護福祉士養成施設等を経営する事業
- (5) 精神保健福祉士法に規定する精神保健福祉士養成施設を経営する事業
- (6) 児童福祉法に規定する指定保育士養成施設を経営する事業
- (7) 社会福祉事業と密接な関連を有する事業であって、当該事業を実施することによって社会福祉の増進に資するものとして、所轄庁が認めるもの(平成 14 年厚生労働省告示第 283 号)

ア. 実施する収益事業

実施する収益事業の種類について、法令上制限はありませんが、公益性の高い法人として、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当ではありません(審査基準第 1 の 3 の(2))。

また、当該事業を行うことにより法人の社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがあるものでないことが必要です(審査要領第 1 の 3 の(3))。

《法人の社会的信用を傷つけるおそれがある事業》

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律にいう風俗営業及び風俗関連営業
- (2) 高利な融資事業
- (3) (1)又は(2)に掲げる事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業

「社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがあるもの」

- (1) 社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある場合
- (2) 社会福祉事業と収益事業とが、同一設備を使用して行われる場合

「収益事業の例(審査要領第 1 の 3 の(4))」

事業の種類としては、当該法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル、駐車場の経営、公共的、公共的施設内の売店の経営等安定した収益が見込める事業が適当であること

イ. 収益事業の会計処理

収益事業については、公益事業と同様に、その会計を社会福祉事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければなりません(法第 26 条第 2 項)。

この「特別の会計として経理」することとは、公益事業と同様に、社会福祉法人会計基準の規定に基づき、収益事業に関する事業区分を設定し、社会福祉事業や公益事業と区分して会計処理をする(会計省令第 7 条第 2 項第 1 号)ことをいいます。

ウ. 収益事業の占める地位

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的とするものであることから、収益事業の経営により社会福祉事業の経営に支障を来すこととなってはなりません。すなわち、収益事業は社会福祉事業に対して「従たる地位」にある必要があり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を経営することは認められません。

この「事業規模」については、年度毎の特別な事情の影響を除くため、法人の経常的費用により判断することが適当であり、社会福祉事業が主たる地位を占めているかの判断と同様に原則、事業活動内訳表(会計省令第 2 号第 2 様式等)における「サービス活動増減の部」の「サービス活動費用計」の比率により判断すべきものです。

ただし、特定の会計年度において、収益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えている場合であっても、所轄庁が当該会計年度における特別な事情により超えてしまったものであり、恒常的に社会福祉事業の規模を超えるものではないと認める場合には、この限りではありません。

なお、収益事業は、その収益を社会福祉事業又は特定公益事業(以下「社会福祉事業等」という。)に充てることを目的として行うものです。このため、収益がある場合にその収益を社会福祉事業等に充てていない場合や、収益事業の経営により社会福祉事業の経営に支障を来す場合には、収益事業を行う目的に反することとなり、この場合には、所轄庁はその収益事業の停止を命ずることができます(法第 57 条第 2 号、第 3 号)。

また、収益事業から収益が生じていないこと等を理由として、収益を社会福祉事業等に充てることが行われていない場合には、収益事業の経営の改善のための組織的な検討や具体的な措置が行われる必要があります。

社会福祉法人に特有の規制について

社会福祉法人に特有の規制は次のようなものがある

■ 資金使途制限(社会福祉法第26条)

社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業(以下「公益事業」という。)又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業(第二条第四項第四号に掲げる事業その他の政令で定めるものに限る。第五十七条第二号において同じ。)の経営に充てることを目的とする事業(以下「収益事業」という。)を行うことができる。

■ 資金の法人外流出の禁止(各通知等)

次頁以降の「社会福祉法人の収入・収益の取扱い」参照。

■ 子法人所有の禁止(認可通知※ 別紙1 第2 法人の資産3(2))

なお、子会社の保有のための株式の保有等は認められないものであり、株式の取得は、公開市場を通してのもの等に限られること。

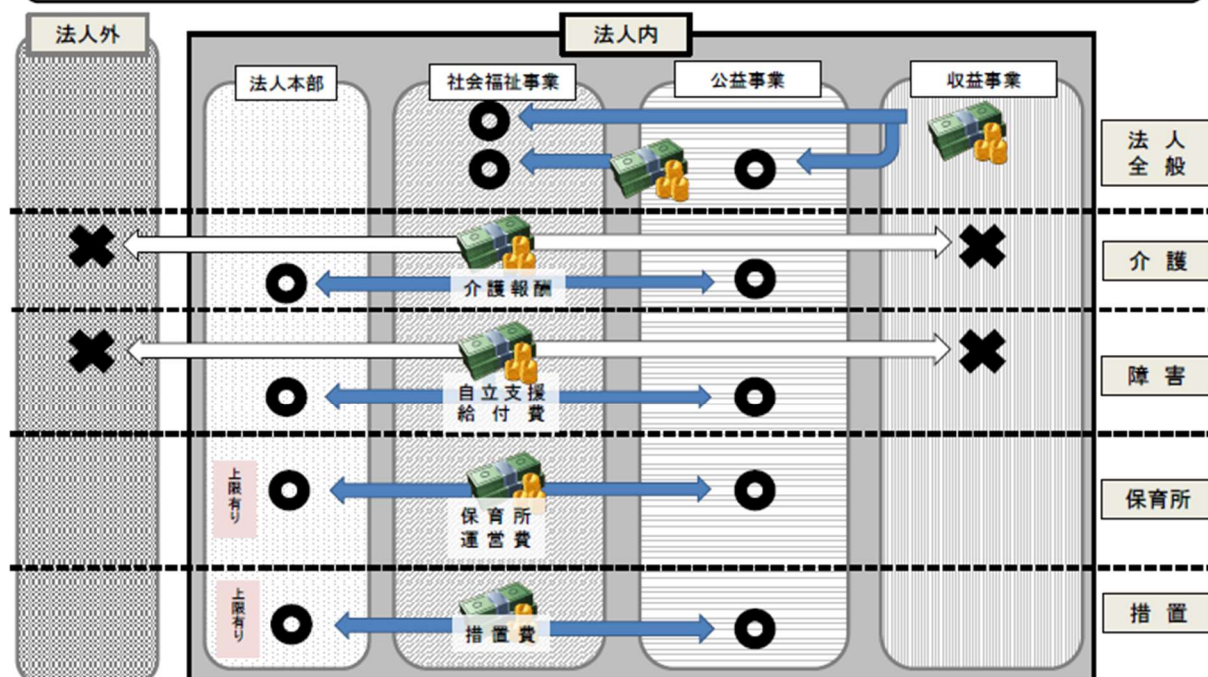
■ 基本財産の処分承認(認可通知※ 別紙1 第2 法人の資産2(1)ア)

基本財産は、法人存立の基礎となるものであるから、これを処分し、又は担保に供する場合には、法第30条に規定する所轄庁の承認を受けなければならない旨を定款に明記すること。

※ 「社会福祉法人の認可について(社会福祉法人審査基準・社会福祉法人定款例)」(障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号 平成12年12月1日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局・老人保健福祉・児童家庭局長連名通知)

社会福祉法人の収入・収益の取扱い

収益事業の剰余金は、社会福祉事業又は公益事業、公益事業の剰余金は社会福祉事業に充てることができる。社会福祉事業の剰余金は法人本部会計又は公益事業に充てることができるが、法人外への支出は認められていない。



≪資金使途制限に係る通知概要≫

(1) 社会福祉法人全般

- ① 社会福祉法(以下、「法」という。)第26条に規定する収益事業の収益を充てることができる公益事業(社会福祉法施行令第4条、平成14年厚生労働省告示第283号、平成19年3月30日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局、社会・援護局、老健局長連名通知)
- 社会福祉事業
 - 法第2条第2項各号及び同条第3項第1号から第9号までの事業であって、常時保護を受ける者が、入所させて保護を行うものにあつては5人、その他のものにあつては20人(政令で定めるものにあつては10人)に満たないもの[法第2条第4項第4号]
 - 介護保険法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設経営事業、介護医療院経営事業
 - 社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士養成施設経営事業
 - 「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日付厚生省障害保健福祉部、社会・援護局、老人保健福祉局、児童家庭局長連名通知)及び「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日付厚生省障害保健福祉部企画課、社会・援護局企画課、老人保健福祉局計画課、児童家庭局企画課長連名通知)において例示している事業
- ② 「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日付厚生省障害保健福祉部、社会・援護局、老人保健福祉局、児童家庭局長連名通知)により、公益事業又は収益事業により生じた剰余金又は収益の使途を限定
- 公益事業における剰余金については、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業にのみ充当
 - 収益事業における収益については、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充当
- ③ 法人外への支出
- 使途(充当先)を限定しているため、これまでの間、明文化はされていないが、公益事業から収益事業及び法人外への支出、収益事業から法人外への支出は禁止しているという取扱い

(2) 介護関係

「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」(平成12年3月10日付厚生省老人保健福祉局長通知)により、介護報酬の使途制限は原則ないが、例外として、次のような経費については充当を禁止

- 収益事業に要する経費
- 法人外への資金の流出(貸付を含む。)に属する経費等

(3) 障害者関係

「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて」(平成18年10月18日付厚生労働省障害保健福祉部長通知)により、自立支援医療費を除く自立支援給付費の使途制限は原則ないが、例外として、次のような経費については充当を禁止

- 収益事業に要する経費
- 法人外への資金の流出(貸付を含む。)に属する経費等

(4) 障害児関係

「指定障害児入所施設等における障害児入所給付費等の取扱いについて」(平成 24 年 8 月 20 日付厚生労働省障害保健福祉部長通知)により、障害児入所給付費及び障害児通所給付費の使途制限は原則ないが、例外として、次のような経費については充当を禁止

- 収益事業に要する経費
- 法人外への資金の流出(貸付を含む。)に属する経費等

(5) 保育所関係

① 当該年度の運営費及び前年度繰越金の取扱い

「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」(平成 27 年9月3日付内閣府子ども・子育て本部統括官・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)により、当該年度の委託費については使途範囲を限定し、前期末支払資金残高(いわゆる前年度繰越金)に関して、当該施設の運営に支障が生じない範囲において、以下の経費について充当を容認

- 当該保育所を設置する法人本部の運営に要する経費
- 同一法人が運営する第1種及び第2種社会福祉事業並びに子育て支援事業の運営、施設設備の整備等に要する経費
- 同一法人が設置する子育て支援事業を除く公益事業の運営、施設設備の整備等に要する経費

② 法人外への移動

明文化した規定は存在しないが、当該年度の委託費及び前年度繰越金の使途を制限しているため、法人外への支出は認めていない

(6) 措置施設関係

① 当該年度の運営費及び前年度繰越金の取扱い

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成 16 年 3 月 12 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局、社会・援護局、老健局長連名通知)により、当該年度の運営費等については使途範囲を限定し、前年度繰越金に関して、当該施設の運営に支障が生じない範囲において、以下の経費に充当を容認

- 法人本部の運営に要する経費
- 同一法人が運営する第1種及び第2種社会福祉事業の運営に要する経費
- 同一法人が運営する公益事業の運営に要する経費

② 法人外への移動

明文化した規定は存在しないが、当該年度の運営費及び前年度繰越金の使途を制限しているため、法人外への支出は認めていない

第3節 社会福祉法人の資産

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならないとされています(法第 25 条)。

社会福祉法人の資産は、基本財産、その他財産、公益事業用財産(公益事業を行う場合に限る。)及び収益事業用財産(収益事業を行う場合に限る。)に区分されています。

基本財産は、法人の存立の基礎となるものであり、社会福祉事業を行うための施設の用に供する不動産や、不動産を保有しない法人における事業継続のための財政基礎として保有する資産が該当し、これを定款に基本財産として定めた上で、厳格な管理を行う必要があります。

法人が公益事業又は収益事業を行う場合は、原則として、事業の用に供する資産を、それぞれ公益事業用財産又は収益事業用財産として他の財産と明確に区分して管理する必要があります。

その他財産とは、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産をいいます。

(1)基本財産

ア. 基本財産の適正な管理

社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手として、当該事業を安定的・継続的に経営していくことが求められるものであることから、原則として、社会福祉事業を行うために直接必要な全ての物件について所有権を有し、その権利の保全のために登記をしていること又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが必要です。

なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域等における施設や、個別に定める(注 1)事業の用に供する不動産については、不動産の全部若しくは一部を国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けることとして差し支えありませんが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければなりません(審査基準第 2 の 1 の(1))(注 2)。

«(注 1)事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けて設置することが認められる場合»

- (1)「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」(平成 12 年 8 月 22 日社援第 1896 号・老発第 599 号厚生省社会・援護局長及び老人保健福祉局長連名通知)
- (2)「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について(平成 24 年 3 月 30 日社援発 0330 第 5 号厚生労働省社会・援護局長通知)」
- (3)「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について(通知)」(平成 12 年 9 月 8 日障第 669 号・社援第 2028 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長連名通知)
- (4)「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」(平成 12 年 9 月 8 日障第 670 号・社援第 2029 号・老発第 628 号・児発第 732 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)

- (5)「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成 16 年 5 月 24 日雇児発第 0524002 号・社援発第 0524008 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)
- (6)「地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」及び構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」の用に供する不動産について」(平成 16 年 12 月 13 日社援発第 1213003 号社会・援護局長通知)
- (7)「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」(平成 28 年 7 月 27 日社援発 0727 第 1 号・老発 0727 第 1 号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連盟通知)

«(注 2)国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けている場合に、地上権等の登記を要しないとされている場合»

- (1)「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」(平成 12 年 9 月 8 日障第 670 号・社援第 2029 号・老発第 628 号・児発第 732 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長及び児童家庭局長連名通知)に定める要件を満たす場合
- (2)「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成 16 年 5 月 24 日雇児発第 0524002 号・社援発第 0524008 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長及び社会・援護局長連名通知)に定める要件を満たす場合

イ. 基本財産の定款への明記、処分又は担保提供の際の所轄庁への承認等

社会福祉施設を営む事業を目的として定款に定めている法人にとって、その所有する社会福祉施設の用に供する不動産は、当該事業の実施のために必要不可欠なものであり、法人存立の基礎となるものです。

このため、基本財産として、その全ての物件について定款に定めるとともに、その処分又は担保提供を行う際には、所轄庁の承認を受けることを定款に明記しておく必要があります(審査基準第2の2(1)のア、イ)。

ただし、次の場合における担保提供について所轄庁の承認を不要とする旨を定款に定めた場合には、所轄庁の承認は不要となります。

«定款で定めた場合に所轄庁の承認が不要となるもの»

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)
- (3) 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合(なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。)

ウ. 基本財産の管理運用の方法

基本財産(社会福祉施設を経営する法人にあっては、社会福祉施設の用に供する不動産を除く。)の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う必要があり、次のような財産又は方法で管理運用することは、適当ではありません(審査基準第2の3の(1))。

ただし、所轄庁が法人の規模や財務状況を踏まえ、当該管理運用方法について、安全、確実な方法によることに準ずるものと認める場合及び法人が法令、定款等に定めるところにより、社会福祉事業としての貸付を行う場合はこの限りではありません。

《基本財産の管理運用において適当でない財産又は方法》

- (1) 価格の変動が著しい財産(株式、株式投資信託、金、外貨建債券等)
- (2) 客観的評価が困難な財産(美術品、骨董品等)
- (3) 減価する財産(建築物、建造物等減価償却資産)
- (4) 回収が困難になるおそれのある方法(融資)

(2)基本財産以外の財産

社会福祉法人の基本財産については、法人存立の基礎となるものとして厳格な管理が求められますが、基本財産以外の資産(その他財産、公益事業用財産、収益事業用財産)の管理運用にあたっては、法人の高い公益性、非営利性に鑑みると、法人の裁量が無限定に認められるものと解すべきではなく、「安全、確実な方法」で行われることが望ましいとされています(審査基準第2の3の(2))。

「安全、確実な方法」であることについては、基本財産に対する場合と同等の厳格な管理を求めるものではありませんが、理事長等の業務を執行する理事の独断による管理運用がなされたことによって、法人の財産が大きく毀損する等のことがないように留意する必要があります。

このため、元本が確実に回収できるもの以外での管理運用を行う場合には、理事会において管理運用についての基準や手続を定めること等によって、法人内での事前又は事後のチェック機能が働くよう管理運用体制(法人の財産全体の管理運用体制に包含されるもので差し支えない。)を整備すべきです。

なお、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められますが、一定の制約があります。

その他財産のうち、社会福祉事業の存続要件となっているものは、その財産が欠けることにより法人の目的である社会福祉事業の継続に支障を来すこととなるため、当該財産の管理が適正にされることが求められます。また、その処分がみだりに行われてはなりません(審査基準第2の2の(2)のイ)。

(3)株式の保有

株式の保有は、原則として、次に掲げる場合に限られますが、保有が認められる場合であっても、法人の非営利性の担保の観点から、法人が営利企業を実質的に支配することがないように、営利企業の全株式の2分の1を超えて保有してはなりません(審査基準第2の3の(2)、審査要領第2の(8)、(10))。

「株式の保有が認められる場合」

- (1) 基本財産以外の資産の管理運用の場合。ただし、あくまで管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限る。
- (2) 基本財産として寄附された場合(設立後に寄附されたものも含む。)
- (3) 未公開株のうち次の要件を満たすもの
 - ・ 社会福祉に関する調査研究を行う企業の未公開株であること
 - ・ 法人において、実証実験の場を提供する等、企業が行う社会福祉に関する調査研究に参画していること
 - ・ 未公開株への抛出(額)が法人全体の経営に与える影響が少ないことについて公認会計士又は税理士による確認を受けていること

なお、次の通知の対象となる社会福祉施設の運営費や委託費の管理運用においては、株式投資が認められていません。

「株式投資が認められていない運営費や委託費に係る通知」

- (1) 「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知)
- (2) 「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」(平成27年9月3日府子本第254号、雇児発0903第6号内閣府子ども・子育て本部統括官及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)

基本財産として株式が寄附される場合には、社会福祉法人の適切な運営の観点から、所轄庁は、寄附を受けた社会福祉法人の理事と当該営利企業の関係者との関係、基本財産の構成、株式等の寄附の目的について十分注意し、必要な指導等を行うこととなっています。

この確認や指導の実施のため、法人が株式保有等を行っている場合であって、特定の営利企業の全株式の20%以上を保有している場合については、法人は、法第59条の規定による現況報告書と合わせて、当該営利企業の概要として、事業年度末現在の次に定める事項を記載した書類を提出する必要があります(審査要領第2の(9)から(11)まで)。

「営利企業の概要として提出する書類に記載すべき事項」

- (1) 名称
- (2) 事務所の所在地
- (3) 資本金等
- (4) 事業内容
- (5) 役員の数及び代表者の氏名
- (6) 従業員の数
- (7) 当該社会福祉法人が保有する株式等の数及び全株式等に占める割合
- (8) 保有する理由
- (9) 当該株式等の入手日
- (10) 当該社会福祉法人と当該営利企業との関係(人事、取引等)

(4)不動産の借用

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うために直接必要な全ての物件について、原則として、所有権を有していること又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが求められます。

なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部(社会福祉施設を経営する法人の場合には、土地)に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えありませんが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければなりません(審査基準第2の1の(1))。

また、一定の要件を満たすことにより、都市部等の地域以外においても、不動産の全部若しくは一部を国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けることが認められていますが、この場合も、一定期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければなりません。

ただし、通所施設について、一定の要件を満たす場合(注)は、地上権又は賃借権の登記を要さない場合があります。

≪(注)地上権又は賃借権の登記を要さない場合における一定の要件≫

社会福祉事業の用に供する不動産を国若しくは地方公共団体以外の者から借用している場合に、地上権若しくは賃借権の登記を要さないものは次のとおりです。

なお、これらの場合には、賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源等が確保され、また、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていなければなりません。

(1) 既設法人が通所施設を設置する場合

既設法人(第1種社会福祉事業(法第2条第2項第2号から第4号に掲げるものに限る。)又は第2種社会福祉事業のうち、保育所若しくは障害福祉サービス(療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。)を行うものに限る。)が次に掲げる通所施設を整備する場合には、当該通所施設の用に供する不動産の全てについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えない。

- i 障害児通所支援事業所
- ii 児童心理治療施設(通所部に限る)又は児童自立支援施設(通所部に限る)
- iii 障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く)、就労移行支援又は就労継続支援に限る)
- iv 放課後児童健全育成事業所、保育所又は児童家庭支援センター
- v 母子福祉施設
- vi 老人デイサービスセンター、老人福祉センター又は老人介護支援センター
- vii 身体障害者福祉センター、補装具製作施設又は視聴覚障害者情報提供施設
- viii 地域活動支援センター
- ix 幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業(利用定員が10人以上であるものに限る)を行う施設

なお、この場合には、次のいずれかに該当する場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えない。

- i 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において 10 年以上とされている場合
- ii 貸主が、地方住宅供給公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

(2) 既設法人以外の法人が保育所を設置する場合

国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて設置することが認められる範囲が都市部以外等地域であって緊急に保育所の整備が求められる地域に拡大されている(審査基準第 2 の 1 の(2)のオ、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成 16 年 5 月 24 日雇児発第 0524002 号・社援発第 0524008 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長及び社会・援護局長連名通知)。

なお、貸主が、地方住宅供給公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えない。

(5) 残余財産の帰属

解散した場合の残余財産の帰属すべき者を定款で定める場合には、その帰属者は、社会福祉法人に限ることが望ましいとされています。なお、定款で帰属者を定めない場合には、残余財産は国庫に帰属することになります。

(6) 基本財産の処分(担保提供)に係る事務スケジュール(例)

月 日	主 要 項 目
—	○内部調整 ・ 所轄庁との事前協議
●月 1 日	○理事会招集通知の発出(理事会開催の 1 週間前まで) ・ 基本財産の処分(担保提供)について
(中 7 日間空ける)	
●月 9 日	○理事会の開催 ・ 基本財産の処分(担保提供)について ・ 評議員会の開催について(日時・場所、議題、議案の概要)
●月 11 日	○評議員会招集通知の発出(評議員会開催の 1 週間前まで) ・ 基本財産の処分(担保提供)について
(中 7 日間空ける)	
●月 19 日	○評議員会の開催 ・ 基本財産の処分(担保提供)について
●月 21 日	○所轄庁に「基本財産の処分(担保提供)の承認申請」の手続き ・ 申請書、添付書類(理事会・評議員会議事録等)など

第2章 定款

(1)定款

社会福祉法人の定款は、法人運営を行う上で最も基本的なルールを定めたものです。

定款は、認可通知の「定款例」に基づいて作成されることが一般的です。

また、定款の「必要的記載事項」には法第 31 条第 1 項各号に掲げる事項等が該当し、当該事項の全てを定款に記載する必要があります。その一つでも記載が欠けると、当該定款の効力が生じないことに留意する必要があります。

≪必要的記載事項(必ず定款に記載しなければならない事項)≫

- (1) 目的(第 1 号)
- (2) 名称(第 2 号)
- (3) 社会福祉事業の種類(第 3 号)
- (4) 事務所の所在地(第 4 号)
- (5) 評議員及び評議員会に関する事項(第 5 号)
- (6) 役員(理事及び監事をいう。以下同じ。)の定数その他役員に関する事項(第 6 号)
- (7) 理事会に関する事項(第 7 号)
- (8) 会計監査人に関する事項(会計監査人を設置する場合に限る。第 8 号)
- (9) 資産に関する事項(第 9 号)
- (10) 会計に関する事項(第 10 号)
- (11) 公益事業の種類(公益事業を行う場合に限る。第 11 号)
- (12) 収益事業の種類(収益事業を行う場合に限る。第 12 号)
- (13) 解散に関する事項(第 13 号)
- (14) 定款の変更に関する事項(第 14 号)
- (15) 公告の方法(第 15 号)

(2)定款細則

社会福祉法人の定款細則は、上記定款例第 24 条で規定する「理事長の専決事項」を定めるほか、「評議員選任・解任委員会の運営」、「評議員会、理事会の運営」などについて定めます。

法人の組織運営にあたっては、定款細則等の規程を整備したうえ、それに基づいて運営することが望ましいです。

定款細則は、社会福祉法人全国社会福祉協議会で作成された「モデル定款細則」に基づいて作成されることが一般的です。法人の定款や経理規程等との整合性を図りつつ、法令等に違反しない範囲内で追加・削除・変更を行ってください。

(3)備置き及び公表

社会福祉法人の定款は、法人の高い公益性に照らし、その事業の運営の透明性を確保するため、計算書類等と同様に、事務所への備置き(法第 34 条の 2 第 1 項)及び公表(法第 59 条の 2 第 1 項第 1 号)が法人に義務付けられています。

定款の事務所への備置きについては、主たる事務所及び従たる事務所において行われる必要があります。なお、従たる事務所については、定款が電磁的記録で作成され、従たる事務所の電

子計算機(パソコン)に当該電磁的記録の内容が記録されている場合は、備置きは不要です。
(法第 34 条の 2 第 4 項、規則第 2 条の 5)。

定款の公表についてはインターネットの利用により行うこととされており(規則第 10 条第 1 項)、原則として、法人(又は法人が加入する団体)のホームページへの掲載によります。

なお、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」に記録する方法による届出を行い、内容が公表された場合には、インターネットの利用による公表が行われたものとみなされます(規則第 10 条第 2 項)。

(4)定款の変更

定款は法人の基本的事項を定めるものであることから、その変更は、評議員会の特別決議をもって行い(法第 45 条の 9 第 7 項第 3 号、法第 45 条の 36 第 1 項)、所轄庁の認可(又は所轄庁への届出)が必要です(法第 45 条の 36 第 2 項、第 4 項)。

なお、定款に記載された事項の変更のうち、所轄庁の認可を要さない(所轄庁への届出で足りる)事項は、法第 31 条第 1 項に定める必要的記載事項のうち次の事項になります(規則第 4 条)。

また、「定款例」における「相対的記載事項」及び「任意的記載事項」の変更については、軽微な変更であっても所轄庁の認可が必要であることに留意する必要があります。

《定款変更において所轄庁の認可を要さない(所轄庁への届出で足りる)事項》

- (1) 事務所の所在地(第 4 号)の変更
- (2) 資産に関する事項(第 9 号)の変更(基本財産が増加する場合に限る。)
- (3) 公告の方法(第 15 号)

(5)定款変更に係る事務スケジュール(例)

月 日	主 要 項 目
—	○内部調整 ・ 所轄庁との事前協議 ・ 変更後の定款(案)の作成
●月 1 日	○理事会招集通知の発出(理事会開催の 1 週間前まで) ・ 定款の変更について
(中 7 日間空ける)	
●月 9 日	○理事会の開催 ・ 定款の変更について ・ 評議員会の開催について(日時・場所、議題、議案の概要)
●月 11 日	○評議員会招集通知の発出(評議員会開催の 1 週間前まで) ・ 定款の変更について
(中 7 日間空ける)	
●月 19 日	○評議員会の開催 ・ 定款の変更について
●月 21 日	○所轄庁に「定款変更の申請(又は届出)」の手続き ・ 申請書(又は届出書)、添付書類(理事会・評議員会議事録等)など